

経済的な側面から見た 「窮屈な未来」からの脱却



佐々木雅也

CONTENTS

- I 長寿命化とライフコースの変化が引き起こすお金の問題
- II 日本の社会保障制度と高齢者の家計
- III 現役世代にも有用な高齢者の労働促進
- IV 「窮屈な未来」からの脱却に向けて

要約

- 1 日本の公的年金の所得代替率はOECD（経済協力開発機構）加盟国の平均より低く、高齢者はその不足分を主に労働による所得で補っている。日本は次善の策として、実質的な定年年齢の引き上げや労働所得に配慮した年金制度の改革、より柔軟な労働環境の整備を進めることが必要になっている。
- 2 日本は現役世代の住宅費や教育費の負担が重く、中高年世代の金融資産形成がその分だけ困難になっている。高齢者の労働環境の整備は、壮年期には困難だった金融資産再形成の機会を提供するという点で重要であり、日本の家計が直面する時間的な制約からの解放につながる。
- 3 戦後から続いていた家計・企業・政府間の役割・費用分担が、経済環境の変化によって維持できなくなっている。それを乗り越えるためには、年金や医療といった個別の制度改革だけでは不十分であり、日本で暮らす人々のライフコース全体で最適な枠組みになるよう、住宅や教育、金融といった周辺制度の変化も同時に促す必要がある。

I 長寿命化とライフコースの変化が引き起こすお金の問題

1 人生100年時代とお金のリスク

先進国を中心とした人類の急速な長寿命化に伴って、日本でも「人生100年時代」に関連した議論が盛んになっている。

家族や社会にとって、一人でも多くの人が元気に長生きをすることはとても良いことである。しかしここに「お金」という世知辛い現実を加えてみると、悲しいことに、いささか事情が違って来る。

たとえば、ある人物Aが実際に100年生きるとして、Aが大学を卒業後、22歳から働き始めたとしよう。

現在の日本の法律（「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」）では、企業をはじめとする事業主は、労働者が65歳に達するまでの安定した雇用を確保することが求められている。そこでAも65歳になるまで働き、その後は仕事をせずに余生を過ごすとする。この場合、Aは22歳から65歳までの43年間の現役時に65歳以降の生活費を見据えて貯蓄をし、その後は100歳までの35年をかけてその貯蓄を少しずつ取り崩して暮らしていくことになる^{注1}。

さらに、人間は一人一人がバラバラに生きていくわけではなく、多くは家族を形成し、次の世代を継ぐ子どもたちを養育する。仮に、この養育期間を同じく大学卒業までの22年間とすると、Aは現役時の43年間に、その後の35年にも及ぶ自らの余生のための貯蓄だけでなく、22年間にわたる子どもの養育費も負担しなければならない。子ども一人の場合でも、43年の間に（程度の差はあれ）57年分

の生活費を用立てる必要があるわけだ。

特に、他論考で触れるように、世帯形成の時期や子どもを初めて授かる時期が30歳代以降にかかってくると、その分だけ、養育費の負担が現役時の後半に集中し、人生後半の時間的・予算的制約が一層厳しくなる。

2 現在と大きく異なる戦前のライフコース

だが、こうしたライフコースは決して不変的なものではない。明治時代から高度成長期にかけて日本企業に定年制が定着していく過程を追った荻原（1984）は、1935年当時、30歳代前半だった労働者がおおむねどのようなライフサイクルをたどっていったかについて記述している^{注2}。

これによると、1935年当時30～34歳だった労働者は、一般的には6年間の尋常小学校（旧制小学校）を卒業後、多くが高等小学校（年齢は現在の中学校1・2年に相当）に通い、15歳で就職していた。その後、就職先で技能を習得して一人前に成長していく中で、おおむね23～25歳の間に結婚し、39歳前後までに平均で5人の子どもを授かったという。当時は通常、子どもは15歳に達すると就職をしたので、その労働者が39歳で末子を授かったとしても、54歳の時にはその子は就職していたことになる。

荻原によると、この当時の労働者の一般的な定年は55歳だったため、労働者が定年に達した時には養育義務からは解放されていた。その上、当時は現在とは異なり、子どもが親を扶養するという意識が一般的だったため、当時の労働者は引退時に、経済的にある程度の余裕があったと指摘している。

加えて健康面においても、現在と当時とでは大きな違いがあった。現在は65歳を迎えても非常に元気で活動的な人が少なくない。だが萩原によれば、当時の人々が55歳の定年年齢に達した時には、肉体的な負担や栄養状態などから、身体的に労働を続けることはほぼ困難になっていたという。現在とは異なり、定年年齢はまさしく労働からの引退年齢だったわけだ。

3 100年間で40歳延びた平均寿命

このような違いが生まれた大きな要因の一つは、この100年の間で日本に暮らす人々の健康状態が大きく改善され、平均寿命^{注3}が大幅に延びたことにある。

表1は1891年から2017年にかけての日本の平均寿命の推移を示している。今からおよそ100年前、1921～1925年の男性の平均寿命は42.06歳、女性は43.20歳だった。ところが、2017年の男性の平均寿命は81.09歳、女性の平均寿命は87.26歳にまで達している。日本

の平均寿命はわずかこの100年あまりで40歳前後も延びたわけだ。

これに加え、戦後進んだ核家族化に伴って老親の扶養についても、子が親を扶養するという考え方が次第に希薄化していった。こうした経済・家庭環境の変化が人々の長寿化と相まって、定年制や社会保険をはじめとするさまざまな制度に大きな軋みと変化の必要性をもたらしている。

そうだとすれば、政府を中心に行われている実質的な定年延長の議論も、ある意味、自然の成り行きで起きていることだともいえる。

現に、同種の定年延長に関する議論は戦後にも何度か起きていた。たとえば、ほぼすべての大企業で定年制が採用されていた1960年代の高度成長期には、前述した日本人の長寿化や核家族化の進展をきっかけとして、高齢者層の収入源確保のために、当時55歳が一般的だった定年年齢の引き上げが徐々にではあれ、議論されていくようになっていた。

表1 日本の平均寿命の推移

(歳)					
年	男	女	年	男	女
1891～1898	42.80	44.30	1970	69.31	74.66
1899～1903	43.97	44.85	1975	71.73	76.89
1909～1913	44.25	44.73	1980	73.35	78.76
1921～1925	42.06	43.20	1985	74.78	80.48
1926～1930	44.82	46.54	1990	75.92	81.90
1935～1936	46.92	49.63	1995	76.38	82.85
1947	50.06	53.96	2000	77.72	84.60
1950～1952	59.57	62.97	2005	78.56	85.52
1955	63.60	67.75	2010	79.55	86.30
1960	65.32	70.19	2015	80.75	86.99
1965	67.74	72.92	2017	81.09	87.26

出所) 厚生労働省「平成29年簡易生命表の概況」、総務省統計局「日本の長期統計系列」より作成

II 日本の社会保障制度と 高齢者の家計

1 高齢者に偏る日本の社会保障制度

これに対し、「日本には相応の社会保障制度がきちんと整備されているのだから、同制度の改革を通じて対応することは可能ではないか」という意見も出てこよう。そこで以下では、日本の社会保障や教育といったさまざまな制度・慣習がどのようになっているのか、他の主要国やOECD（経済協力開発機構）のデータと比較しながら確認していくこととしたい。日本のさまざまな制度の姿を他国のそれと比べてみることで、われわれは日本の制度にどのような特徴やクセがあるのかを知ることができるからである。

表2は、日本、米国、英国、ドイツ、フランス、スウェーデンの主要先進6カ国の社会支出²⁴の規模（対GDP比）とその構成割合を示している。表2にあるように、日本は2016年にGDP比で22.19%、金額にして119兆

6384億円の社会支出を行っている。これは米国（GDP比18.96%）より支出が大きいものの、英国と同程度（同22.65%）であり、ドイツ（同27.13%）やフランス（同32.12%）、スウェーデン（同26.75%）よりも規模が小さい。これを見る限り、日本の社会支出の規模は、先進主要国の中では中程度だということが分かる。

だが、われわれがより注目すべきはその内訳である。日本は厚生年金や国民年金、介護保険などからなる「高齢」分野に全体の46.6%、金額にして55兆7549億円を費やしており、また主に健康保険支出からなる「保健」分野に全体の34.0%、金額にして40兆6710億円を費やしている。つまり日本の社会支出は、この2分野で全体の8割を使っていることになる。これら2分野の社会支出の対象が主として高齢者であることを踏まえると、日本の社会保障はかなりの程度、高齢者への手当てに傾斜がかかった制度体系になっていることが読み取れる。

表2 主要先進6カ国の社会支出規模とその内訳

国名		日本	米国	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
年		2016	2016	2015	2015	2015	2015
社会支出総額（対GDP比）		22.19	18.96	22.65	27.13	32.12	26.75
政策分野別の割合（%）	高齢	46.6	34.5	32.4	30.5	39.5	33.9
	遺族	5.5	3.4	0.2	6.8	5.3	1.2
	障害・業務災害・傷病	4.5	6.9	8.7	12.6	5.6	17.0
	保健	34.0	44.8	34.4	32.9	27.0	23.5
	家族	5.8	3.4	15.8	8.4	9.2	13.2
	積極的労働政策	0.6	0.5	—	2.3	3.1	4.7
	失業	0.7	1.0	1.2	3.3	5.0	1.2
	住宅	0.5	1.4	6.8	2.0	2.6	1.7
その他	1.7	4.0	0.5	1.1	2.5	3.5	

*1) 政策分野の区分はOECD（経済協力開発機構）の基準による

*2) 小数第1位で四捨五入したため、合計が100にならない場合がある

出所) 国立社会保障・人口問題研究所「平成28年度社会保障費用統計」（2018年8月）より作成

ところが、残り5カ国の内訳を見てみると、英国、ドイツ、フランス、スウェーデンの欧州4カ国はいずれも、「高齢」「保健」の2分野に社会支出全体の5割後半から6割後半までしか振り向けられていない。日本と同様に、「高齢」「保健」の2分野に全体の8割近い支出を行っているのは米国（「高齢」分野34.5%、「保健」分野44.8%）だけである。

この日本と欧州諸国との資源配分の違いは、両地域における社会保障への前提の違いに求められる。戦後の日本の社会保障制度は、雇用の維持は企業が、子どもの養育や老親の介護などは家庭がそれぞれ担うという暗黙の了解があり、公的部門は年金や医療といった高齢者向けを中心に特化して保障行為を行うというすみ分けの下で成り立っていた。これに対し欧州では、医療だけでなく雇用や教育といったさまざまな社会政策の負担は、社会全体で共有するという前提に立っていた。このような社会保障に対する思想の違いが、資源配分の違いとして表面化しているのである。

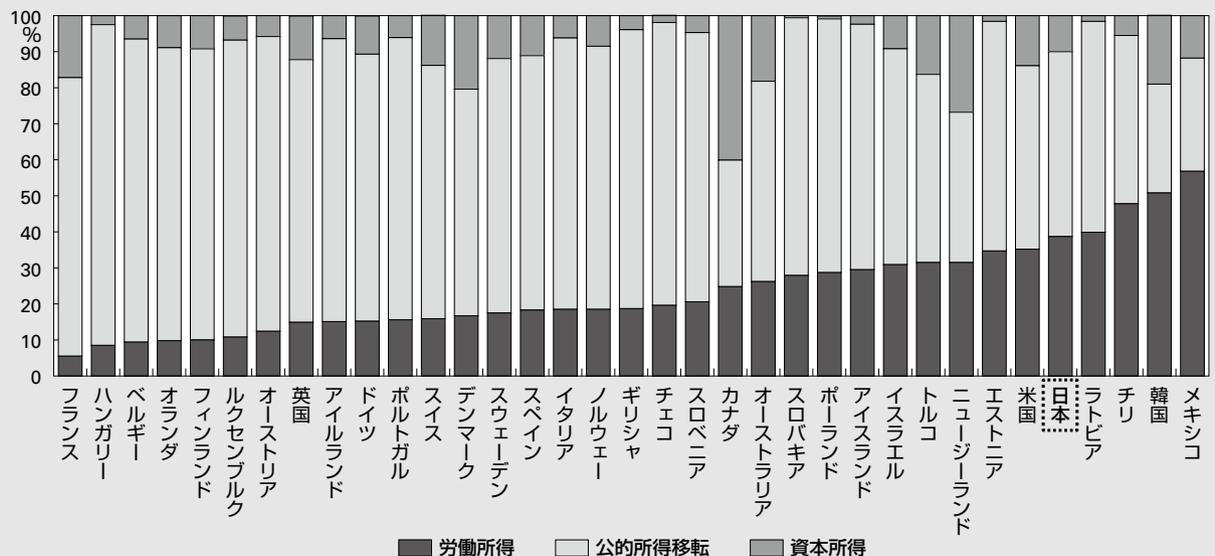
2 年金の手薄さを労働で補う 日本の高齢者

では、日本の社会保障が高齢者への対応に傾斜しているからといって、年金支給額が高齢者に手厚いのかというと、残念ながらそうではない。

OECDが2017年に公表した値によると、OECD基準で見た日本の年金の所得代替率^{注5}は34.6%となっており、OECD35カ国平均の同52.9%を大きく下回っている。このうち低所得者層に限ってみても、日本の所得代替率は47.8%であり、やはり、OECD35カ国平均の64.6%を大きく下回っている^{注6}。

そのため、OECDによると、日本における65歳以上の高齢者の所得（2014年、日本のデータは2012年）のうち、公的年金による所得移転は所得全体の51.3%を占めるが（図1）、これは、OECD調査対象国の平均割合66.3%を大きく下回る。代わりに日本が他国に比べて大きな割合を占めるのが労働所得であり、この比率は全体の38.7%に達している。これ

図1 65歳以上の高齢者の所得はどこからきているか（2014年）



*) 日本のデータは2012年。チリ、フィンランド、イスラエル、韓国、オランダ、英国、米国は2015年の値
出所) Pensions at a Glance 2017: OECD and G20 Indicators, OECD Publishing, Paris.より作成

は調査対象OECD35カ国の平均23.6%を大幅に上回っており、図1にあるように比較対象国の中で5番目に高い。

また、私的年金や年金以外の金融資産収益からなる資本所得も全体の10.0%を占めているが、これは対象国の平均10.1%と変わらない。結局のところ、日本の高齢者は、年金収入では足りない分を自らの労働で補うという格好になっているのだ。

現に日本の高齢者もこうした実態に合わせて65歳を上回って働き続けているケースが多く、労働市場から引退する年齢も諸外国よりもかなり高くなっている。実際、OECDの試算によれば、日本の実効引退年齢（effective retirement age:2016年）は、男性が70.2歳、女性が68.8歳とOECD平均の実効引退年齢（男性65.1歳、女性63.6歳）をともに5歳以上も上回っている^{注7}。

それでは、高齢者の勤労は、家計の状況にどのような影響を与えているのだろうか。表3は総務省の「家計調査」から、「世帯主が65歳以上の勤労者世帯」「世帯主が65歳以上の無職世帯」「65歳以上の夫婦のみの無職世帯」「65歳以上の単身無職世帯」の収入と支出の状況（2018年）を取り出してまとめたも

のである。

これを見ると、「世帯主が65歳以上の勤労者世帯」では、可処分所得^{注8}から消費支出を差し引いた金額が6万5000円近い黒字になっている。この黒字の大半はおそらく貯蓄に回っているものと見られる。その一方で無職世帯は、どのような形態であっても、可処分所得から消費支出を差し引いた金額は大幅な赤字になっている。この差額分は、預貯金をはじめとする金融資産を取り崩すことで賄われている可能性が高い。

学術的に見ても、たとえばホリオカ・新見（2017）が「家計調査」を用いて高齢者の勤労と貯蓄の関係を分析している^{注9}。その結果は表3と同様に、労働をしている高齢者世帯は、若い世帯よりも率は低い貯蓄を行う一方で、無職の高齢者世帯は貯蓄を取り崩している、となっている。

3 イメージと大きく異なる 高齢者の貯蓄状況

ところで、日本の高齢者はかなりの貯蓄を持っているというイメージが一般的には強い。そのため、高齢者世帯が前述のように、自らの生活のために少しずつ貯蓄を取り崩し

表3 形態別に見た高齢者世帯の収入・支出状況（2018年）

	世帯主が65歳以上の勤労者世帯	世帯主が65歳以上の無職世帯	65歳以上の夫婦のみの無職世帯	65歳以上の単身無職世帯
①実収入	367,564	185,413	221,575	126,547
勤め先収入	221,363	10,535	3,597	—
社会保障給付	133,747	163,451	205,334	118,411
②非消費支出	47,643	22,604	28,291	12,342
③可処分所得（=①-②）	319,921	162,809	193,284	114,205
④消費支出	255,263	202,866	232,818	149,685
⑤黒字額（=③-④）	64,658	-40,057	-39,534	-35,479

出所）総務省統計局「家計調査（家計収支編・総世帯・2018年平均）」より作成

ていったとしても大きな問題にはならないと思いがちである。

このうち、高齢者世帯に貯蓄が偏っているという点は、後述するように、年代別に見れば（＝相対的には）確かにその通りだが、実際には、世代内でその分布にかなりのばらつきがあり、長寿命化に耐えられるだけの貯蓄や金融資産を持たない高齢者世帯は決して少なくない。

表4は、金融商品保有額別に見た高齢者世帯の分布であり、金融広報中央委員会が行っている「家計の金融行動に関する世論調査」（平成30年度）からとってきたものである。これを見ると分かるように、3000万円以上の金融商品を保有している世帯の割合が60歳代、70歳代以上でともに18%もいる一方で、22.0%から28.6%の世帯では、金融資産を保有していないと回答している。

また、「金融資産非保有」から金融商品保有額が「400万円から500万円未満」までの間にいる世帯比率を足し上げてみると、60歳代の二人以上の世帯で全体の33.3%、70歳代以上の二人以上の世帯で全体の40.0%、60歳代の単身世帯では全体の48.7%にもなる。

ここでいう「金融資産」とは、「定期性預

金・普通預金等の区分にかかわらず、運用のためまたは将来に備えて蓄えている部分」と調査票に明記されており、日常生活に必要な金額は金融資産とは見なしていない。そのため、この調査結果は、2割以上の高齢者世帯が貯蓄を何一つ持っていないことを意味しているわけではない。

だからといって、金融資産の保有額が少ない高齢者世帯がこれだけ存在しているということは、その高齢者が病気やけがなどで日常生活に何らかの狂いが生じた場合には、途端に予算制約に直面するケースが非常に多いことを意味している^{注10}。

それどころか、前述のホリオカ・新見は、2000～2015年にかけての高齢者世帯の収入と支出を比較し、退職後の高齢者世帯の資産取り崩し額がこの間に増加傾向にあったことを指摘している。ホリオカ・新見によれば、その主たる原因は公的年金の支給開始年齢の引き上げなどに伴う社会保障給付の削減にあるという。これが事実ならば、今後、年金の給付開始年齢が引き上げられたり、給付額が実質的に削減されたりするようなことがあると、日本の高齢者は貯蓄を取り崩すペースをさらに加速させる可能性が高くなる。

表4 金融商品保有額ごとの高齢者世帯の分布（2018年）

世帯の種類	世帯主の年齢	金融商品保有額												
		金融資産非保有	100万円未満	100万円～200万円未満	200万円～300万円未満	300万円～400万円未満	400万円～500万円未満	500万円～700万円未満	700万円～1,000万円未満	1,000万円～1,500万円未満	1,500万円～2,000万円未満	2,000万円～3,000万円未満	3,000万円以上	無回答
二人以上の世帯	60歳代	22.0	2.1	2.5	1.8	2.7	2.2	6.8	5.5	12.0	8.2	9.6	18.6	6.0
	70歳以上	28.6	2.5	1.7	2.6	2.7	1.9	6.3	4.8	8.7	5.6	9.6	18.3	6.7
単身世帯	60歳代	26.7	7.9	5.0	3.4	3.3	2.4	5.7	4.6	8.1	4.1	7.7	18.8	2.2

*1) 単身世帯の調査では、60歳代までが調査対象となっている

*2) 小数第1位で四捨五入したため、合計が100にならない場合がある

出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」〔二人以上世帯調査〕〔単身世帯調査〕（2018年）より作成

4 予算制約が厳しい 日本の社会保障財源

ここまで年金給付と高齢者の貯蓄の状況について見てきた。その一方で、日本の社会保障制度のもう一つの大きな柱である医療保険に関しては、表面上は個人に対して手厚いものになっている。

これも年金の場合と同じようにOECDが公表している統計を基に国際的に比較してみると^{注1)}、日本の医療費支出（公的負担分と自己負担分の合計）はGDP比（2016年）で10.9%とOECD35カ国の平均同9.0%を上回っている。この値は対象35カ国の中で6番目に高い。

ところが、このGDP比10.9%の医療費のうち、日本の家計の自己負担分はわずか1.7%だけであり、OECD35カ国の平均であるGDP比2.5%を下回っている。そのため、日本の医療費支出の中で個人の自己負担分は医療費全体の16%分にとどまっており、OECD平均の27%よりかなり少ない。

そのような中で、日本では今後、1940年代後半に生まれた、いわゆる「団塊の世代」が本格的に医療を必要とする時代に入ってくるため、日本の医療費支出の拡大ペースがさらに加速していくことが予想される。その際には、医療費の自己負担比率が高齢者を中心に現状のままでよいのかという意見が出てくる可能性が極めて高いだろう。というのも、日本の社会保障の（支出ではなく）財源に目を向けると、われわれが思っているよりもその制約が厳しくなっているからである。

日本の社会支出水準は先に述べたように、主要国の中で中程度となっており、一見すると、財源を何らかの手段でさらに増やすことでより一層の社会保障の拡充が可能のように

表5 日本の社会保障財源（2016年度）

項目	金額(兆円)	構成割合
社会保険料	68.89	51.1%
被保険者拠出	36.49	27.0%
事業主拠出	32.39	24.0%
公費負担	47.75	35.4%
国庫負担	33.19	24.6%
他の公費負担	14.56	10.8%
他の収入	18.28	13.6%
資産収入	10.32	7.7%
その他	7.96	5.9%
合計	134.92	100.0%

*) 国の制度の下に地方自治体が負担しているものを「他の公費負担」としている
出所) 国立社会保障・人口問題研究所「平成28年度社会保障費用統計」より作成

も思える。

ところが、2016年度の社会保障財源の中で、本来の財源である社会保険料が占める割合は全体の51.1%しかなく、全体の35.4%を国や地方自治体による公費負担で埋めている（表5）。このうち国庫負担、つまり国の一般会計を介した金額が33兆1906億円と全体の4分の1近くに上っている。

この政府による国庫負担は、同年度の日本政府の財政赤字が38.0兆円という数字に達していることと決して無関係とはいえない。そのため、日本が将来的に財政再建を進めるには、年金や医療といった社会保障に国費を投入する割合を、段階的にはあれ減らすことがどうしても必要となってくるだろう。

5 高齢者の金融資産保有を増やす 政策が必要に

また、現在の日本の社会保障に関する議論は、社会の要請を踏まえ、子育て支援や幼児教育費用の実質無償化をはじめとする現役世

代重視の方向へと舵を切り始めている。

既に述べたように、日本の社会保障支出は高齢者に傾斜しており、日本の社会保障支出の中で児童手当や出産手当金などからなる「家族」分野の割合は、前掲表2にあるように、全体の5.8%にとどまっている。これは同表を見ても明らかなように、欧州諸国の比率を大きく下回る。それに加え日本は、「積極的労働市場政策」や「失業」といった雇用政策、「住宅」分野の割合も欧州各国より低い。

そのため、今後、政府が全世代型の社会保障を志向するのであれば、これら現役世代に配分される分野に財源が手当てされていく一方で、年金や医療分野に対しては、財源の制約からその範囲がさらに拡張されていく可能性は低い。

ところが、既に見てきたように、日本の公的年金は生活を十分に賄えるだけの水準ではなく、高齢者の金融資産保有額もかなりのばらつきがある。だとすれば、政府は次善の策として、高齢者が持つ金融資産の水準を全体的に引き上げる方向に誘導しておくことが求められる。それには、実質的な定年年齢の引き上げはもちろんのこと、高齢者の健康状態などに配慮した、より柔軟な労働環境の整備といったことが必要になるだろう。

さらに、現在の年金制度では、厚生年金を受け取りながら一定金額以上の報酬を受け取る労働を行うと、年金が減額される仕組みになっている。しかしこれでは、高齢者の勤労意欲を損なうだけでなく、将来、引退した時に取り崩し得る金融資産の形成ペースをも鈍らせてしまうことになる。このため、厚生年金を受け取りながら労働を行う場合にも、年

金額が減額されないように制度を早急に変更する必要があるといえる^{注12}。

Ⅲ 現役世代にも有用な 高齢者の労働促進

1 崩れつつある日本型雇用慣行

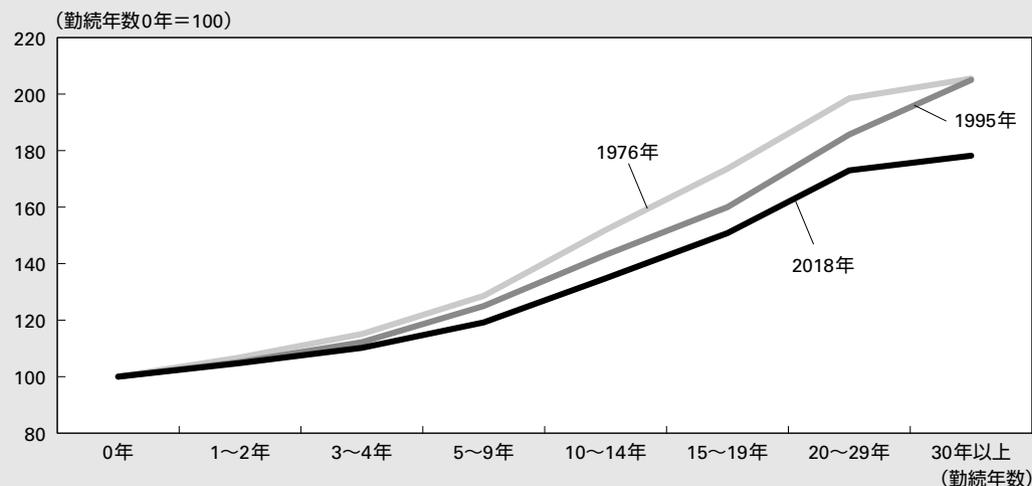
人々が保有する金融資産額の拡大を促す政策や高齢者の労働促進は、実は高齢者の生活保障に対してだけでなく、現役世代にとっても有用であると考ええる。

前述したように、戦後の日本の社会保障制度は長らく、企業が雇用の維持を担い、家庭が教育や老親の介護などを負担するという前提の下で、政府は年金や医療といった高齢者向け保障行為を行うというすみ分けがなされてきた。ところが、こうした戦後日本社会の了解事項のうち、企業や家庭が従来担ってきた部分は、日本企業を取り巻く競争条件が国際的に厳しくなってきたことに伴って、大幅に縮小しつつある。

たとえば、図2は男性一般労働者の所定内賃金が勤続年数に応じてどのように変化していくかを示したものである。これによると、1976年時点では勤続20～29年になると、所定内賃金が入社初年の約2倍（98.5%増）に達していたが、2018年では73.0%増となっており、勤続年数に応じた給与格差が近年は縮小している。

また、定年時に労働者が受け取ることができ退職金も、この10年間で大幅に減少している。表6は勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者の一人当たり退職給付額の推移を示している。これによると、2007年から2017年までの10年間に大学・大学院卒（管理・事

図2 男性一般労働者の勤続年数別賃金カーブ（所定内賃金）



出所) 労働政策研究・研修機構「早わかり グラフで見る労働統計」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

務・技術職)の定年時における退職給付額が492万円減少した。同様に、高校卒(管理・事務・技術職)は574万円、高校卒(現業職)の退職給付は338万円減少した。

日本企業が従来採ってきた終身雇用制度や年功序列型の賃金体系は、労働者が若い頃は、その人が持つ能力や生産性よりも賃金を低く抑える一方で、勤続年数が長くなるにつれて能力や生産性の伸び以上のペースで賃金を上昇させていき、定年近くになると、労働者の持つ生産性以上の賃金を後払い式に支払うという形になっていた。退職金も

同様に、勤続年数が長くなるにつれて累積的に高くなっていくが、これも賃金を後払いで支払うようなものと解されていた。

ところが近年は、図2や表6にあるように、勤続年数ごとに見た賃金カーブの傾きが緩やかになり、定年時の退職金額が大幅に減少してきている。これは、日本企業に長らく定着していた終身雇用などの雇用慣行が徐々に崩れ始め、それと同時に戦後日本の社会保障における暗黙の了解の一端が崩れ始めていることを示唆していよう^{注13}。

表6 勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者の一人当たり退職給付額

調査対象年	大学・大学院卒 (管理・事務・技術職)		高校卒 (管理・事務・技術職)		高校卒 (現業職)	
	金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算
2007	2280	42.7	1970	44.6	1493	44.9
2012	1941	37.6	1673	39.7	1128	35.0
2017	1788	34.6	1396	36.1	1155	36.1

* 2017年の値は時系列比較が行えるよう「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で「複合サービス産業」を含まないベースでの集計値

出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成

2 住宅ローンの負担が家計を圧迫

しかし、旧来の日本型社会保障の前提条件がこのように崩れてきていても、広義の社会保障や社会制度が必ずしもその負担を代わりに負うべく柔軟に変化していつているわけではない。

たとえば、住宅は人間の生活には必要不可欠なものであるが、その費用は日本の家計にとって大きな負担となっている。特に日本は表2にあるように、住宅に対する社会支出の水準がGDP比0.5%と非常に低く、公的部門の関与度合いは他国と比べても希薄だ。

また、住宅購入者に対しては住宅購入の補助策として住宅ローン減税が存在するが、この適用期間は最大10年（消費税率が10%に引き上げられた場合は13年）であり、後述する住宅ローンの返済期間34年弱のおよそ3分の1にとどまっている。

それだけではなく、日本は英米に比べて住宅を初めて取得する年齢が遅い場合が多いことも、日本の長期的な家計の状況を圧迫する要因となっている。たとえば、国土交通省住宅局が実施した「平成30年度住宅市場動向調査」によると（表7）、2018年度、注文住宅や分譲住宅、中古住宅を初めて取得した者

（一次取得者）の平均年齢は、38歳から43歳になっている。

ところが、米国で暮らす人々が初めて住宅を購入するときの年齢の中位値（medium age）は18年公表の調査で32歳¹⁴、英国の中位年齢は、17年の公表資料で30歳¹⁵となっており、日本の平均年齢よりも5歳以上若い。

そして、われわれは通常、住宅を購入するためにローンを組むことになるが、日本の家計は前述のような条件の下で、注文住宅の土地部分と分譲住宅でいずれも完済までの平均期間が34年近く、中古住宅購入者で完済に27～28年かかるローンを組んでいる（表7）。住宅を初めて購入した人々が住宅ローンを完済する年齢を弾き出すには、借り入れ時の年齢と完済までの年数を単純に足し合わせればよい。すると、日本の場合はどの住宅のケースでも現在の定年年齢を5年以上も上回り、70歳以上になってしまう。そのため、日本では現状の定年である65歳までに住宅ローンを完済しようとするれば、ローンの5年以上の元本を繰り上げ返済するか、退職金を返済に充当することが必要となる。

一方、英国では、かつては25年返済のロー

表7 住宅購入者の購入年齢・住宅ローンへの負担感（2018年）

	注文住宅	分譲		中古	
		一戸建て	集合住宅	一戸建て	集合住宅
一次取得者 世帯主年齢（歳）	40.4	37.7	38.8	43.5	42.1
住宅ローン返済 期間（年）	（建物）31.6 （土地）33.7	33.3	33.7	27.3	28.5
住宅ローンに非常に 負担感がある（%）	9.8	7.3	2.9	7.6	8.6
住宅ローンに少し 負担感がある（%）	59.3	51.8	50.0	48.4	49.5

*）世帯主の年齢のみ一次取得者（初回購入者）を対象。残りの値は二次取得者を含む出所）国土交通省「平成30年度住宅市場動向調査」より作成

ンが一般的だったが、16年までには、住宅の初回購入者によるローンの3分の1は30年超の返済期間になっている^{注16}。米国では30年返済の固定金利住宅ローンが相変わらず最も一般的である。だが、米国や英国では前述のように、住宅を初めて購入する年齢が日本より低く、計算上の完済年齢も日本ほど高くはない。

加えて、日本の「住宅市場動向調査」では「住宅ローンの負担感」についても尋ねているが、「非常に負担感がある」と「少し負担感がある」と回答した人の割合の合計はいずれの住宅でも過半数を超え、中でも注文住宅を購入した人はその割合が7割近くに達する。

このアンケート調査では「非常に負担感がある」と「少し負担感がある」という選択肢の直後に負担感のイメージとして、それぞれ「生活必需品を切りつめるほど苦しい」「ぜいたくはできないが、何とかやっていける」という文言がついている。この表現からも分かるように、住宅を購入した過半数以上の人は相応に生活を切りつめて、背伸びをして住宅を買っていることになるわけだ。

3 大学の授業料も日本の家計に重い負担

また、現役世代にとってもう一つの大きな

負担となる教育費についても、日本の大学の授業料は、特に私立大学で毎年上昇を続けており、文部科学省の統計によると、2017年度には年間90万円を突破している^{注17}。ところが、既に確認したように賃金（生涯所得）がかつてのように上昇しにくい中で、大学をはじめとする教育の負担額が増え続ければ、当然、その分だけ家計の経済状況を圧迫する。

さらに日本の場合は、社会通念上、高等教育費の負担は家庭が負うものとなっているが、これはほかの多くの先進国と比べると、やや異質である。

OECDの統計によれば^{注18}、日本の初等・中等教育の費用負担は、公的負担がGDP比2.7%なのに対して私費負担が同0.2%と低く、この点はOECDの平均とほとんど変わらない。ところが、高等教育になると日本は公私負担割合が逆転し、公的負担がGDP比0.5%なのに対して私費負担が同1.0%と、高等教育費負担の大半を家計が占めるようになる（表8）。

現在の日本の慣習では、大学の授業料は親が負担しているので、子どもを養育している家庭は前述のように、子どもの大学進学とともに一気に教育費への負担が重くなる。さらに日本の家計は、幼稚園や保育園への通園でも相応の金額を負担しているほか、進学対策としての塾や習い事などにも多くの費用を費

表8 教育費負担割合の日本とOECDの比較（GDP比、2014年）

	(GDP比、%)								
	初等・中等教育			高等教育			教育負担全体		
	計	公的負担	私的負担	計	公的負担	私的負担	計	公的負担	私的負担
日本	2.91	2.69	0.22	1.54	0.52	1.01	4.45	3.22	1.23
OECD平均	3.65	3.35	0.30	1.55	1.08	0.48	5.20	4.43	0.78

出所) OECD 「Education at a Glance 2017: OECD Indicators」 OECD Publishing, Paris.より作成

やしており、家計の教育費負担は全体的には決して少なくない^{注19}。

4 年収が高い中高年期ほど 資産形成ができないのはなぜか

このように、特に子どもの養育と住宅ローンの両方の負担を抱える世帯では、これらのコストが40歳代から50歳代を中心に降りかかることになり、この時期の金融資産の形成を圧迫する。

前述した「家計の金融行動に関する世論調査」（平成30年度）の結果を再び見てみると（表9）、二人以上の世帯では、20歳代から50歳代にかけて、平均値で見ても中央値（回答結果を数の大小順に並べていったときに分布の真ん中に来る値のこと）で見ても、手取り収入は200万円程度増えている。ところが、収入が増えている中でそれを貯蓄に回す割合、いわば貯蓄率は世帯年齢が上がっていき、そして下がっていき、それとともに貯蓄をしなかった人の割合が増えている。

これは、世帯主の年齢が上がっていくほど、収入の伸び以上に支出が増えていることを示しており、その大きな要因の幾つかが前述の住宅費や教育費であると考えられる。

こうした状況を改善するには二つの手立てが考えられよう。一つは、各家計が保有する金融資産の運用効率を上げていくことであり、それらは既にiDecoや積み立てNISAといった資産形成奨励策を通じて一部実現している。

そしてもう一つは、定年延長をはじめとして、労働が可能な期間をできるだけ長くなるように政府が政策を誘導していくことだ。そうすることで、従来の現役時には教育費や住宅ローンの返済などで思ったほど金融資産の積み上げができなくても、それらの負荷がなくなった後に労働を続けることで、資産形成により容易に資金を振り向けることができるようになるからだ。

IV 「窮屈な未来」からの 脱却に向けて

1 日本の住宅や都市の現状が 阻む老後

とはいえ、内閣府の国民経済計算にあるように、日本の家計全体で見れば、2017年末に3000兆円近い資産を持っている。このうち、金融資産はおおよそ1900兆円、固定資産（主に

表9 年代別に見た金融資産の形成状況（二人以上の世帯、2018年）

世帯主の年齢		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
年間手取り収入（税引後、万円）	平均値	448	528	604	665	477	383
	中央値	400	500	550	600	400	300
年間手取り収入（臨時収入を含む）からの貯蓄割合（%）		15	12	10	9	7	6
年間手取り収入（臨時収入を含む）から貯蓄しなかった人の割合（%）		15.0	15.0	18.9	27.3	42.1	50.5
金融商品保有額（万円、金融資産を保有していない世帯を含む）	平均値	249	660	942	1,481	1,849	1,780
	中央値	111	382	550	900	1,000	700

出所）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」〔二人以上世帯調査〕（2018年）より作成

住宅)や土地からなる非金融資産が1075兆円を占める。

このように、日本の家計がそれなりに不動産を持っているのであれば、居住する住宅を担保に資金を調達した後は金利だけを支払い、借入人の死亡時にその不動産を金融機関が売却することで融資金を回収する「リバースモーゲージ」を活用するという発想も出てくるだろう。

しかし、日本の住宅や都市の現状を踏まえれば、「リバースモーゲージ」を広く活用して高齢時の生活を豊かにするという事はなかなか容易ではない。現に、住宅金融支援機構が民間住宅ローンを取り扱う金融機関に対して行ったアンケート調査によれば、近年はリバースモーゲージを取り扱う金融機関の割合が増加しているものの、それでも2018年7～9月時点で19.9%の金融機関が同ローンを取り扱っているに過ぎない²⁰。

日本の住宅需要者は、持ち家や賃貸に関係なく従前から新築・築浅を重視しており、改善されてきているとはいえ、中古住宅は市場の流通性に乏しい。その上、住宅の建物部分の評価は、日本では修繕の有無とは関係なく、築年数に応じてほぼ画一的に減価している。土地だけを資産と見なす慣習が色濃く残っている。この点は、住宅の資産性を非常に重視する欧米諸国と強い対照をなす。18年10月時点での日本の空き家率が13.6%²¹と過去最高になったことが、日本に暮らす人々が住宅を資産としてではなく、耐久消費財と見なしている何よりの証左だろう。

さらに、日本の土地活用についても、これまでは新たな宅地を追い求めて都市の無秩序な拡大(スプロール化)になかなか歯止めが

かからず、近年ようやく、コンパクトシティの議論が取り上げられるようになった程度だ。

このように土地や住宅の資産性が低ければ、住宅を売却して現金化することや、老齢期の資金調達手段としてリバースモーゲージを年金代わりのように活用することは、土地や不動産の資産価値が高い大都市圏の一部では可能であっても、日本全体としてはなかなか困難だと言わざるを得ない。

2 全世代型社会保障の

あるべき姿とは

このため、政府は当然のことながら、住宅や土地といった実物資産の資産性を高めるように住宅・都市政策を強く誘導していくことが求められる。だが、前述のように空き家率がこれだけの高水準になり、都市のスプロール化がかなり進んでしまった現状を鑑みると、その実現にはかなりの困難と年数が必要になってくる。

だとすれば、図1にあるように、ただでさえ国際的に見て高齢者の所得に占める年金の割合が低く、その割合も今後さらに縮小していくことが懸念される中で、日本社会が現実的に採ることができる手立ての一つは、図1にある労働と資本という残り二つの所得の割合を、より容易に増やせるように仕向けることだといえる。

そのためには、日本の経済・社会の実情に合わせる形で、定年年齢の引き上げなどを含めて、高齢者を取り巻く就労環境を改善していくことが求められよう。

このことは、単に、高齢者世代の所得状況をより安定的なものにしてくれるだけではな

い。現役世代にとっても、住宅費や教育費といった家計を圧迫する支出の支払いが終わった後に、老後に向けた資産形成を行う機会を与えてくれる。そうすることで、人生の金銭面での窮屈さからわれわれは少しでも解放されるようになるはずだ。

それと同時に、既に導入されているiDecoや積み立てNISAといったものの条件を金額、期間をはじめとしてさらに緩和していき、リスクを取りやすくしていくことが必要になるだろう。既によく知られているように、日本の家計資産は預貯金に偏りがちだが、それでは、(わずかながらでも)現役世代から始める資産形成の効率を良くしていくことは極めて困難だからだ。

このような変化が日本で必要になった背景には、人々の急速な長寿命化に加え、家計・企業・政府の間で戦後、長らく続けられてきた社会内での役割や費用分担が、経済環境の変化によってもはや維持できなくなったことがある。いわば、これまでの日本社会の前提が大きく変わってしまったわけだ。

そのため、日本が年金や医療、労働規制、といった個別の制度やその費用分担をそれぞれの分野の中でより良くなるよう(=部分最適)に変えていったとしても、ほかの分野に歪みが来てしまい、早晚行きづまってしまう可能性が高い。

つまり、日本の社会保障をより良いものに変えていくためには、社会保障そのものの個別の改革だけでは不十分であり、ライフコース全体の中で受益や費用の分担が最適なものになるように、住宅や教育、金融といった周辺制度の変化も同時に促す必要がある。これこそが、今後の日本の姿に即した全世代型社

会保障改革の目指すべき姿だといえるのではないだろうか。

注

- 1 これはその国に年金制度があってもおおむね同じ結論になる。たとえばシンガポールのように、年金制度が強制的な資金の積み立て方式で成り立っている場合には、人々が現役時代に貯蓄をしているのと同じことになる。
また、現在の日本のように、現役世代が支払う保険料や税金が年金の受け取りにそのまま流れる賦課方式であっても、その制度が維持されている限りでは、現役世代に支払いを続けた後は、次の世代から年金を受け取る側に回るだけであり、結果的なお金の流れはほぼ同じになる
- 2 荻原勝『定年制の歴史』日本労働協会、1984年 pp.120-123
- 3 平均寿命とは0歳児の平均余命のことである
- 4 国立社会保障・人口問題研究所「平成28年度社会保障費用統計」によると、OECD基準による社会支出とは、人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的支給のことを指している
- 5 所得代替率とは、支給される年金額を現役時の平均所得で除したもの。OECDの基準では、年金額と現役時の平均所得額はともに、税や社会保険料の控除が行われる前の金額を用いている。一方、日本政府が用いている所得代替率は、税の保険料控除の有無や対象となる年金が本人のものだけではなく配偶者の基礎年金を含むといった点で、定義が異なっているところに注意が必要である
- 6 “Pensions at a Glance 2017: OECD and G20 Indicators” OECD Publishing, Paris. p.101
- 7 “Pensions at a Glance 2017: OECD and G20 Indicators” OECD Publishing, Paris. p.127
- 8 可処分所得とは、表3にもあるように、実収入から非消費支出を引いた金額である。非消費支出は主に直接税や社会保険料からなる

- 9 チャールズ・ユウジ・ホリオカ、新見陽子「日本の高齢者世帯の貯蓄行動に関する実証分析」内閣府経済社会総合研究所『経済分析』第196号 pp.29-47、2017年
- 10 その実態は、NHKスペシャル取材班『老後破産 長寿という悪夢』新潮社、2015年、およびNHKスペシャル取材班『親子老後破産』講談社、2016年、が克明に記している
- 11 “Health at a Glance 2017: OECD Indicators” OECD Publishing, Paris. p.135
- 12 現在でも、年金を受け取らずに労働を行った場合には、年金受取開始時の給付額が増額される仕組みになっている
- 13 旧来の日本型社会の基礎の一つであった男性の就業安定度の低下は、女性の高学歴化などと相まって女性の就業率上昇の一因となっており、これが旧来の日本型社会保障のもう一つの基礎となっていた家庭の役割を大きく変えることになった
- 14 National Association of Realtors. “Single Females Remain a Force in Market, While First-time Buyers Continue to Struggle, According to Realtor 2018 Buyer and Seller Survey,” released on October 29, 2018
- 15 UK Finance and Banking, and Payments Federation Ireland, “UK and Irish Housing Markets: A First-time Buyer Perspective,” September 2017. p.19
- 16 UK Finance and Banking, and Payments Federation Ireland, “UK and Irish Housing Markets: A First-time Buyer Perspective,” September 2017. p.20
- 17 文部科学省「私立大学等の平成29年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」
- 18 OECD “Education at a Glance 2017: OECD Indicators” OECD Publishing, Paris. p.189
- 19 こうした状況に対し、たとえば大学教育では、貸与型の奨学金制度を拡充することで、その負担を家庭から修学する本人に移すという考え方もあるだろう。しかし、貸与型のものであれば、「奨学金」とはいつてもしよせんはローンと同じであり、その返済は就職後にやってくる。場合によっては、その返済負担が世帯形成の時期を遅らせる遠因となるかもしれない。現に、大学の授業が高騰を続けている米国では、多くの大学生が「スチューデント・ローン」と呼ばれる借り入れを通じて授業料などを工面しているが、近年はその返済負担の重さが社会問題となっている
- 20 住宅金融支援機構国際・調査部「2018年度民間住宅ローンの貸出動向調査結果」2018年12月18日、p.19
- 21 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

参考文献

- 1 川口大司『労働経済学－理論と実証をつなぐ』有斐閣、2017年
- 2 菊野一雄「定年制」島袋・三戸・津田監修、中條・菊野編著『日本労務管理史第1巻 雇用制』pp.159-179、1988年、中央経済社
- 3 筒井淳也『仕事と家族－日本はなぜ働きづらく、産みにくいのか』中公新書、2015年
- 4 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査] [単身調査] (2018年)」、2018年

著者

佐々木雅也（ささきまさや）
 野村総合研究所（NRI）未来創発センター戦略企画室上級エコノミスト
 専門はマクロ経済分析